

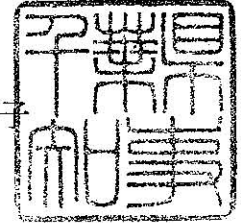


環 第 438 号

平成20年 7月 8日

経済産業大臣 甘利 明 様

千葉県知事 堂 本 暁 子



君津共同発電所6号機増設計画環境影響評価方法書に対する意見に
ついて(通知)

平成20年2月25日付けで君津共同火力株式会社から送付された標記方法
書に対する意見について、電気事業法第46条の7第1項の規定により、別添
のとおり提出しますので、事業者の指導について、よろしくお願いします。

君津共同発電所 6 号機増設計画に係る環境影響評価方法書に対する意見

平成 20 年 2 月 25 日付けで送付された君津共同発電所 6 号機増設計画環境影響評価方法書について、当該事業の内容及びその周辺の環境を踏まえ、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について慎重に検討したところ、下記事項について所要の措置を講ずる必要があります。

当該事業は、大規模な製鉄所、火力発電所が立地する地区にあって、製鉄所からの副生ガスを燃料として発電設備を増設する計画であることから、環境影響評価の実施に当たっては、事業の背景、経緯及び必要性を明らかにした上で、実行可能なより良い技術が取り入れられているかどうかという観点から検討し、対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り回避・低減するよう指導願います。また、既に稼働している君津共同発電所 5 号機は、本計画と同様な発電設備であり、環境影響評価を実施していることから、その結果を検証し、当該事業に係る環境影響評価に適切に反映させるよう、併せて指導願います。

記

1 環境影響評価の項目にかかわる事項

- (1) 建設機械の稼働に係る大気質について、建設機械による影響を検討し、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。
- (2) 施設の稼働に係る騒音について、特に低周波音の影響を検討し、必要に応じて環境影響評価項目に選定すること。

2 調査、予測及び評価の手法にかかわる事項

(1) 大気質にかかわる事項

ア 大気質の予測に当たって、地上気象及び高層気象については、「君津共同発電所 5 号機新設計画 環境影響評価書」（以下「君津 5 号機評価書」という。）の気象観測データを用いることから、その妥当性を明らかにした上で、適切な気象条件を設定すること。

イ ダウンウォッシュの発生について、煙突及び建物の形状や位置による影響を検討した上で、適切な手法により予測、評価を実施し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

ウ 短期高濃度予測について、地形影響も考慮して実施することとし、適切な拡散モデルを用いること。

エ 年平均値の予測に当たっては、特殊気象条件及び地形影響による短期高濃度の出現頻度を考慮し、その影響を適切に反映させること。

(2) 水質にかかわる事項

温排水の予測に当たって、水温、流向及び流速については、「君津5号機評価書」、「君津共同発電所5号機環境監視計画に基づく調査」（以下「君津5号機モニタリング」という。）等の調査結果を用いることから、必要に応じて補足の調査を実施する等、その妥当性を明らかにした上で、適切に予測条件を設定すること。また、「君津5号機評価書」の予測、評価の結果を「君津5号機モニタリング」の調査結果により確認した上で、適切な数理モデルを使用すること。

(3) 海洋生物にかかわる事項

海域に生息、生育する動植物について、水温に係る特性を検討した上で、種類数や個体数等の季節別変動を踏まえ、温排水による影響を予測すること。

(4) 景観にかかわる事項

景観に係る調査地点及び予測地点について、主要な眺望地点において所要の調査を行った上で、適切に選定すること。

(5) 人と自然との触れ合いの活動の場にかかわる事項

人と自然との触れ合いの活動の場について、交通量の変化に伴う利用特性への影響の程度を予測すること。

(6) 廃棄物等にかかわる事項

産業廃棄物について、発生量、排出量、最終処分量、再生利用量、その他環境への負荷の量の程度を把握し予測すること。